

幕別町議会広報広聴委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会広報広聴委員会条例 (平成25年3月22日 条例第22号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町議会の情報を広く町民に提供し、開かれた議会活動の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第1項及び第111条の規定に基づき、議会に広報広聴委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第13条 略</p>	<p>○幕別町議会広報広聴委員会条例 (平成25年3月22日 条例第22号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町議会の情報を広く町民に提供し、開かれた議会活動の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第1項及び第9項の規定に基づき、議会に広報広聴委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第13条 略</p>